

相模原市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、企画財政局企画部各課・機関の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年5月22日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 佐 藤 賢 司

同 落 合 芳 平

## 1 監査の期日

平成20年5月22日

## 2 監査の対象及び方法

この監査は、企画財政局企画部各課・機関において、平成19年度（平成20年3月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

### (1) 企画政策課（都市経営推進室及び東京事務所を含む。）

（企画政策課）

ア 各事業の支出に関する事務

（都市経営推進室）

ア 各事業の支出に関する事務

（東京事務所）

ア 東京事務所運営費の支出に関する事務

### (2) 政令指定都市推進課

ア 各事業の支出に関する事務

### (3) さがみはら都市みらい研究所

ア さがみはら都市みらい研究所運営費の支出に関する事務

### (4) 土地利用調整課

ア 各事業の支出に関する事務

### (5) 広報課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の需用費（印刷製本費）の支出に関する事務

### (6) 情報システム課（統計室を含む。）

（情報システム課）

ア 各事業の旅費の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

ウ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

（統計室）

ア 各事業の支出に関する事務

## (7) 渉外課

### ア 各事業の支出に関する事務

## 3 監査の結果

(1) 企画政策課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、旅費の支給事務において、最寄駅の選定誤りによる過払いや、支給額の集計誤り等により支給不足となっている不適切な事例が見られた。

企画政策課の旅費支給事務については、平成15年度及び平成17年度の定期監査においても同様に不適切な事例を指摘しており、その都度、改善措置についての報告を受けている。しかしながら、その徹底が図られず今回の定期監査においても同様の事例が確認されたことは、はなはだ遺憾とするところである。

旅費の支給事務は、出張命令簿（票）の記入に始まり、支払い手続きや履行の確認、更には、精算行為等と多くの財務事務的要素から成り立っており、これをおろそかにすることは、財務事務全体への取り組み姿勢にもつながるものである。

旅費支給事務に当たっては、事務処理体制・管理監督体制の見直しを図り、実効性のある再発防止のための必要な措置を講じ、適正な事務処理が行われるよう改善されたい。

(2) 企画財政局企画部各課・機関におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。